

(仮称)高槻市危機管理センター整備事業
特記仕様書

令和7年4月
高槻市 危機管理室

目次

第1 総則	1
1 目的	1
2 事業内容	1
3 事業範囲	1
4 適用法規	1
5 契約範囲	2
6 整備場所	2
7 委託期間	2
8 スケジュール	2
9 提出書類	2
10 検査	4
11 変更	4
12 整備期間中における諸経費	4
13 保守	4
14 導入前研修	4
15 一般事項	4
16 安全管理・現場管理	5
 第2 共通指定事項	6
1 設計の原則	6
2 技術基準	6
3 環境条件	6
4 外形寸法・重量	6
5 消費電力	6
6 機器搭載 CPU・OS・メモリ容量	6
7 電氣的必要条件	7
8 使用部材（機材）の条件	7
9 機器選定	7
10 銘板表示等	7
 第3 システム仕様	8
1 構造・構成	8
2 機器仕様	8

第4 レイアウト仕様	22
1 構造・構成	22
2 仕様	22
第5 設備据付工事等	26
1 基本事項	26
2 通信設備整備	28
第6 運用保守業務	29
第7 参考資料	30
別紙 調達機器及び物品	30
参考図面	
① 整備平面図	
② 設備機器類 レイアウト	
③ 平面図（災害時/平常時）	
④ 展開図	
⑤ 現況天井伏図	
⑥ 部分詳細図（エレベーターホール）	
⑦ 各種参考図	
⑧ 仮設計画図	

第1 総則

本仕様書は、高槻市（以下「発注者」という。）が、発注する「(仮)高槻市危機管理センター整備事業」（以下「本事業」という。）に適用する。

1 目的

近年、日本各地で大規模な自然災害が多発し、南海トラフ地震などがいつ発生してもおかしくない状況である。令和6年能登半島地震等の検証においても、初動対応がその後の応急対応や災害復旧に大きく影響することが明らかにされており、情報収集や意思決定が速やかに行える初動対応体制の早期構築が必要となっている。

本事業では、有事に備えた災害対策機能をワンフロア化・常設化し、遅滞なく通常業務体制から災害対策本部体制に移行することができる仕組みを確保するとともに、情報の収集、共有、伝達体制の強化を図る為、「大型映像表示音響システム」を導入し、迅速な対策立案を可能とする（仮称）高槻市危機管理センターを整備することを目的とする。

また整備後、平時においては市民に向けて防災情報を周知啓発するなど、防災の普及啓発拠点施設として位置付け、研修等を含む各種啓発活動にも役立てることを目的とする。

2 事業内容

本事業は、本市災害対策における中枢拠点として、「災害対策本部会議室」、「災害対策部室（災害対応オペレーションルーム）（以下「オペレーションルーム」という。）」、「リエゾンルーム」及び「危機管理室執務室」をワンフロアに整備するとともに、災害情報の収集・分析等が迅速かつ円滑に行える「大型映像表示音響システム（以下「システム」という。）」を導入した「(仮称) 高槻市危機管理センター（以下「センター」という。）」を整備するものである。

3 事業範囲

災害対策機能の空間整備に係る間仕切りや仕上げ各種物品の調達・設置やフロアのOA化の他、各種システム機器の部材調達、製作、設置、調整、試験、システムが正常に稼働するよう環境の整備及び免許手続き等の一切に適用するものであり、受注者はこれに基づき行うものとする。

4 適用法規

本事業の実施に当たっては、本仕様書に定めるもの他、本事業に関する諸法令及び法規を遵守し、事業の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は、受注者の責任と費用負担において行うこと。なお、遵守すべき主な法令は、以下に示すとおりである。

- ・ 電気通信事業法
- ・ 電気事業法
- ・ 電気業務業の業務の適正化に関する法律
- ・ 電気業務士法
- ・ 電気用品取締法
- ・ 建築基準法

- ・ 消防法
- ・ 建設業法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律
- ・ 下請代金遅延等防止法
- ・ 廃棄物処理及び清掃に関する法律
- ・ 再生資源の利用の促進に関する法律
- ・ 高槻市財務規則
- ・ その他関係法令及び諸規定

5 契約範囲

本整備の完成までに必要な関係官庁等への諸手続き、検収および研修に至るまでの一切とし、これに要する費用は全て契約金額に含むものとする。

- 1 本仕様書に基づく諸室及び設備の設計、製作、運搬、据付調整及び試験等の全般整備資材
- 2 職員向け研修

6 整備場所

高槻市役所 総合センター 6 階（大阪府高槻市桃園町 2 番 1 号）

7 委託期間

契約締結日から令和 8（2026）年 3 月 31 日（火）

8 スケジュール

令和 7（2025）年 6 月中旬	本契約
令和 8（2026）年 1 月中	機器据付、レイアウト工事完了
令和 8（2026）年 2 月～	試運転（部分使用）
令和 8（2026）年 3 月	最終試験、操作研修等
令和 8（2026）年 3 月末	供用開始

9 提出書類

- 1 受注者の提出書類（参考）

（1）

契約締結時		完了時	
1	着手届	1	完了届
2	業務工程予定表	2	各種図書 ※ 1
3	下請負人（受任者）通知書	3	各種図面 ※ 2
4	業務計画書	4	耐震計算書
5	各種承諾書	5	各種報告書
6	暴力団排除に関する「誓約書」	6	打ち合わせ記録

7	現場代理人・主任技術者(監理技術者)届	7	完成写真
8	上記経歴書	8	資材集計調書
9	上記資格証明書	9	現場日報又は週報
10	上記建設業許可書写し	10	工程写真
11	下請負人建設業許可書写し	11	使用資材検査結果報告書
12	下請負契約に関する誓約書	12	試験結果報告書
13	産業廃棄物収集運搬・処分の契約書写し	13	安全点検表
14	上記産廃業者許可書写し	14	産業廃棄物管理票（マニフェスト）
15	労災保険成立証明書	15	上記集計表
16	各種保険成立証明書	16	引渡書
17	警備請負契約書写し	17	請求書
18	施工計画書	18	建設業退職金共済制度清算書
19	施工体制台帳写し	19	納品書・出荷証明書
20	施工体系図写し	20	中小企業退職金共済制度加入証明書
			（またはそれに代わるもの）
21	建設業退職金共済制度掛金収納書届	21	完成図
22	受注時登録内容確認書（コリンズ）	22	完成時登録内容確認書（コリンズ）
23	その他必要と認め指示したもの	23	その他必要と認め指示したもの

※ 1. 各種図書は下記による

- ・機器、材料の単品図及び仕様書
- ・設備概要書
- ・機器完成図書
- ・総合テスト（計画書、仕様書、実施結果報告書）
- ・関係機関の許可書及び検査合格書
- ・操作マニュアル（簡易版、詳細版）
- ・その他発注者が必要と認める図書

※ 2. 各種図面は下記による（データ形式は JWW 及び PDF とする）

- ・システム完成図
- ・機器配置図、構成図
- ・ネットワーク構成図、配線経路平面図
- ・施工図、承諾図
- ・平面図、系統図、配線図
- ・その他発注者が必要と認める図面

2 完成図書提出部数

完成図書には、以下の内容を製本する。その他、本市危機管理室職員（以下「監督職員」という）の指示によるものとする。

- (1) 完成図書 2 部製本（データ版 1 式）

- (2) 完成図面 2 部（データ版 1 式）
- (3) 完成図・機器図 2 部製本（A3 版）（データ版 1 式）

10 検査

検査の内容、方法等については、発注者と協議のうえ行うものとし、検査に要する測定機器及び人員等については受注者において準備するものとする。ただし、下記のものについては省略できるものとする。

- 1 JIS、JEC、JEM 等の規格品
- 2 作業現場での試験が困難なもので、あらかじめ監督職員の承諾を受けて、製造者が行った試験成績書を提出できるもの。
- 3 公的機関での試験成績書又は合格証を提出できるもの。

11 変更

- 1 本仕様書記載事項についての変更は、原則として認めないものとする。ただし、監督官庁の指導等によりやむを得ない場合のみ、理由、根拠を提示し発注者の承諾を得て変更することができる。
- 2 契約後、受注者の都合により変更が生じた場合、契約額の増額は認めない。ただし、発注者の都合により変更が生じた場合、発注者は受注者と協議の上変更することができる。

12 整備期間中における諸経費

本整備期間において必要となる回線費用（システムに必要な回線の設置、許可、手続等に要する費用）は受注者の負担とする。また、整備期間に使用料が発生する場合は受注者の負担とする。

13 保守

受注者は、本整備後における使用目的の重要性に鑑み、本整備事業実施の際、受注者の責に帰すべき事由により既設設備に障害が発生した場合は、連絡から速やかに駆け付け障害対応を行う事。市には保守体制表を提出すること。また障害連絡が円滑に進められる様、受注者は 24 時間受付センターの専用窓口を準備すること。

14 導入前研修

システムの導入にあたっては、誰にでも容易に操作ができる簡易なマニュアルを作成し、導入前研修を行うこと。また、詳細版も併せて作成すること。

15 一般事項

- (1) 本事業で整備される設備等は、大規模な災害が発生した場合に活用することを考慮し、非常時にシステムが機能を最大限発揮できるよう整備するものとする。
- (2) 本事業の実施に当たっては、関係者と十分に協議・調整を行うとともに発注者が必要と認め、指示した事項については、その指示に従うこと。
- (3) 事業実施中に行った市との協議・調整の内容については、打合せ簿に記録し、相互に確認すること。

- (4) 本事業に際しては、受注者は十分な施工監理を実施し、事業中に事故が発生しないよう十分留意すること。
- (5) 本事業に当たり、建物その他に損傷を与えないように必要に応じて適切な保護・養生を行うものとし、損傷を与えた場合には、発注者の指示に従い、受注者の責任において速やかに復旧するものとする。
- (6) 必要な仮設備を施設する場合には、その計画を発注者に提出し承認を受けるものとする。また、事業完了後は遅滞なく撤去するものとする。
- (7) 本事業の進捗状況を示す各記録その他を発注者の指示により提出するものとする。必要により、写真撮影等により状況を明らかにした記録を行うものとする。万一これらを行わなかった場合には、本事業完了後であっても検査前の状態に復し、状況を確認後、改めて本事業を完了させるよう指示することがある。
- (8) 契約後、受注者は速やかに主任技術者ならびに現場代理人を選出し、発注者の承認を得ること。
- (9) 本仕様書に明記していない事項で本事業の実施に必要と認められる事項については、発注者に報告の上、受注者の責任において実施すること。
- (10) 本事業に携わる者は個人情報等の管理を適正かつ厳格に行い、事業の遂行を通じて知りえた情報を漏らしてはならない。またその職を退いた後も同様とすること。
- (11) 本事業で導入するすべての機器及びシステム等については、日本語対応であること。
- (12) 受注者は、当該事業の計画、図面、本仕様書及び契約そのものが諸法令に照らし不適當であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに書面で監督員に報告し確認を求めること。

16 安全管理・現場管理

- (1) 受注者は、発注者に提出した実施計画書に基づき、業務上の事故が発生しないよう関係者に対し定期的に安全管理教育を実施し、十分な安全管理と現場管理に心がけること。
- (2) 現場の管理は、労働基準法、労働安全衛生規則その他関係法規に従って遺漏無く行い、使用人並びに作業員その他の出入りを監督し、風紀衛生を適切に保持しなければならない。
- (3) 作業員は十分な知識・技能を有し熟練したものでなければならない。特に資格を必要とする作業については有資格者を使用しなければならない。
- (4) 騒音や振動が発生する現場での作業は高槻市総合センターの業務時間外(22時～8時)での実施とすること
- (5) 隣接工作物および通行人等に対して損害を与えないよう必要な保護設備を計画し、発注者及び関係機関の承認を受けて計画を実施しなければならない。
- (6) 危険を伴う作業に対しては、その都度適切な危険防止施設を施し、作業員が不安なく作業できるようにすること。万一事故が発生したときには、受注者は発注者に速やかに報告するとともに、受注者の責任において対処すること。
- (7) 受注者は、発注者の要請により、本事業に従事する作業員の氏名、年齢、経歴を届けるものとする。
- (8) 作業員は、作業中その所属を容易に判明できる標識・ネームプレートを着用する。

第2 共通指定事項

1 設計の原則

設計にあたっては、装置がこの仕様に最適の構造及び性能を有するとともに、次に掲げる事項を十分満足するものとなるように配慮して行うこと。

- 1 既存設備との整合性がとれているものであること。
- 2 運用に際して最適の機能を有するものであること。
- 3 有事施設として利用する為、諸室を構成するパーティションやシステムに関する各機器の据付等について、事前に構造計算を行い、スラブや壁等に最適且つ堅牢に設置すること。
- 4 堅牢にして長時間の使用に十分耐え得るものであり、維持管理が経済的に行えるものであること。
- 5 日常の清掃、点検、調整及び保守、修理が容易に行えるものであり、且つこれらに際して危険のない構造のものであること。

2 技術基準

- 1 本事業に使用する部材及び装置機材は、受注者の責任において品質管理のできる信頼性の高いものを使用すること。
- 2 将来、装置の増設及び機能の追加等に対し、容易に追加や変更が行える様、配備されている事。

3 環境条件

本業務で整備する設備は、次に示す周囲の環境条件において正常な機能を果たし、かつ連続的運転に耐えるものとする。なお、各機器の仕様において別途記載がある場合はこれを優先する。

1 屋内設置機器

- | | | |
|-----|------|-------------|
| (1) | 温 度 | 5～40℃ |
| (2) | 相対湿度 | 20～80% |
| (3) | 電 源 | 商用電源 AC100V |

4 外形寸法・重量

各機器の外形寸法及び重量については、今回整備するラック等に収まるサイズ・重量であるものを選定するものとする。

5 消費電力

各機器の消費電力については、既設発電機回路電源及び今回整備する電源設備で一定期間対応できる機器を選定するものとする。

6 機器搭載CPU・OS・メモリ容量

サーバー機器、コンピューター機器等に搭載される OS は極力最新のものであるものとする。

又、CPU・メモリ容量等は、要求される機能を実現できる十分な性能、容量を搭載するものとする。

7 電氣的必要条件

- 1 電源電圧は、機器定格電圧の10%変動範囲内で正常に動作している事。
- 2 電気回路には、過電圧に対する保護装置又は、保護回路を設けること。

8 使用部材(機材)の条件

- 1 本事業に使用する機器の選定については、発注者の承諾を得るものとする。
- 2 使用部材等はすべて新品とし、発注者の検査を受けて合格したものを使用する。必要に応じて見本品または製作図あるいは現場見取り図を提出し、発注者の承認を受けるものとする。
- 3 製作等の都合により製品の提示ができない場合には、発注者と協議の上、搬入後に検査を受けるものとする。
- 4 本事業に使用する資材については、常に品質管理を行い、品質、機能、保全、使用量並びに保管責任を明確にし、整理整頓に十分留意こと。
- 5 使用機材は、原則として日本産業規格（JIS）及びその他の規格に適合するものを含め、全て型式承認済み同等以上のものでなければならない。
- 6 検査又は、試験は日本産業規格（JIS）を標準とし、これらの規格にないものは、本仕様書の当該事項及び発注者の指示による。

9 機器選定

機器仕様については、協議の上発注者が同等以上と認めた場合、仕様変更を可能とする。

10 銘板表示等

- 1 各装置に品名、型式、製造番号、製造年月日及び製造会社を銘板にて表示すること。
- 2 各装置の入・出力端子、調整箇所及び部品等には、図面と対照して容易に判別できる標識を表示すること。
- 3 各装置の主要な操作部分には、取扱方法の表示をすること。
- 4 特に取扱上注意を要する箇所については、その旨を特記すること。
- 5 その他、発注者が指定するものについては、発注者の指示により表示するものとする。

第3 システム仕様

1 構造・構成

本事業で整備される設備は、主に以下の装置・機器により構成される。「2 機器仕様」に記載の機器を設置し、必要な配線等の敷設を行うこととする。なお、「2 機器仕様」に記載のない機器であっても、本事業の実施に必要と認められる装置については、受注者の責任において準備すること。

1. 映像表示音響システム
2. 映像表示装置（LED ビジョン）
3. 映像表示装置（プロジェクター及びスクリーン）
4. 映像表示装置（吊り下げモニター）
5. 映像表示装置（可搬型ハイスタンドモニター）
6. 映像表示装置（可搬型ロースタンドモニター）
7. 映像表示装置（可搬型電子黒板）
8. 音響設備
9. 災害対策本部会議用マイクシステム
10. ワイヤレスマイク
11. 室内カメラ（旋回式）
12. プリンター
13. 映像コンセント
14. 電源設備
15. ネットワーク
16. 空調設備
17. 災害対策用 PC

2 機器仕様

2-1. 映像表示音響システム

（1）概要

- ・本装置は、災害対策本部会議室、オペレーションルーム、危機管理室執務室、リエゾンルームに設置する各種映像表示装置及び音響設備に対し収集した映像・音声を表示出力させるものであり、各種機器類を格納したラックは6階無線室に設置する。

（2）構造・構成

- ・システム本体一式及び専用の映像操作端末（タブレット端末等）で構成し、システム本体一式はラックに固定し無線室に設置、専用の映像操作端末は必要な台数を各部屋に設置をすること。
- ・無線室へのシステム本体一式のラック設置にあたっては、耐震等の対策を実施すること。

（3）機能・性能

- ・起動、操作が迅速かつ容易にできるようなシステムとすること
- ・「図表1 映像入力元一覧」に記載の映像を集約し、「図表2 映像出力先一覧表」に記載の各種映像表示機器へ映像が出力できるようにすること。

- ・災害対策本部会議室の LED ビジョンに対しては 4 画面以上、またオペレーションルームの LED ビジョンに対しては 8 画面以上の合成映像等を表示できるようにすること。
- ・表示レイアウトは、各映像を大小自由な大きさ・比率で配置して表示できること。レイアウトの詳細については、受注者決定後、担当者と打ち合わせの上決定する。
- ・入出力の増加に対応できるよう拡張性も持つシステムとすること。
- ・地上波テレビが同時に 7 局視聴可能であること
- ・20 以上の URL をソースとして登録でき、WEB 情報を表示させるためのノート PC を接続することなく、プリセットの中に自由に配置し表示できること。
- ・レイアウトの呼び出し及びプリセット登録されたレイアウトへの映像ソースの割り当ては専用の映像操作端末から簡単な操作で行えること。
- ・災害対策本部会議室、オペレーションルーム、危機管理室執務室、リエゾン 1～3 でそれぞれシステムの操作ができるように、専用の映像操作端末は 5 台以上を設けること。
- ・災害対策本部会議室には映像操作端末等を操作するための操作卓を用意すること。
- ・表示させた WEB 情報画面の拡大・縮小、選択・入力などの操作は災害対策本部会議室内で操作できるようにすること。
- ・映像操作端末では、映像の切り替えの他に、災害対策本部会議室設置のカメラ、各部屋に設置された音響設備を制御でき、システムの一元的管理を可能とすること。
- ・主要な機器については、停電時、自家発電機が作動するまでの間に動作が停止しないよう停電対策を実施すること。

項目	内容	入力数	備考
テレビ放送	NHK、J:COM、毎日放送、朝日放送、関西テレビ、読売テレビ、テレビ大阪	7	TV 共聴システムから無線室までの配線は（CATV 含む）発注者で準備
室内カメラ	オペレーションルーム、リエゾンルーム	3	災害対策本部会議室のカメラ映像はWEB会議でも利用
ヘリテレ（国）	国交省防災ヘリからの映像	1	無線室にてHDMI接続
PC	各諸室の映像コンセントから接続	14	災害対策本部会議室 3、オペレーションルーム 6、危機管理室執務室 3、リエゾン 2・3 各 1
WEB サイト	高槻市雨量・水位監視システム（雨量、水位）、気象庁HP（台風情報、警報・注意報、降水ナウキャスト、今後の雨、流域雨量指	21	

	数)、キキクル（浸水、土砂、洪水）大阪府（土砂の防災情報、河川防災情報）、国交省HP（川の防災情報）、河川ライブカメラ（8か所）等		
予備		10	配線等は不要（拡張時に応じて別途発注予定）
合計		57	

図表1 映像入力元一覧表

部屋名（設置場所）	モニター等の種類	マルチ表示	数量
災害対策本部会議室	LED ビジョン	○	1 式
	可搬型ロースタンドモニター 55 型（映像コンセント設置）	×	2
オペレーションルーム	LED ビジョン	○	1 式
	プロジェクター	×	1
	映像コンセント（可搬型モニター、電子黒板への出力用）	×	4
危機管理室執務室	吊り下げモニター 55 型	×	2
	可搬型ハイスタンドモニター 55 型（映像コンセント設置）	×	2
	映像コンセント（可搬型モニター、電子黒板への出力用）	×	1
リエゾン 1	映像コンセント（大阪府会議システムモニターへの出力用）	×	1
リエゾン 2	可搬型電子黒板 55 型（映像コンセント設置）	×	1
リエゾン 3	プロジェクター	×	2
	映像コンセント（可搬型モニター、電子黒板への出力用）	×	1
合計 ※LED ビジョンのみ「1 式」で計上			19

図表2 映像出力先一覧

2-2. 映像表示装置(LEDビジョン)

(1) 概要

- ・本装置は、災害対策本部会議室及びオペレーションルームのメインモニターとして、保守性及び視認性に優れた LED ビジョンを設置し、各種入力映像をマルチ画面で表示する。

(2) 構造・構成

- ・ LED ビジョンは耐震固定のうえ、壁掛け型で災害対策本部会議室及びオペレーションルームに設置する。設置する壁面・間仕切りについては受注者で補強工事を行うこと。
- ・ LED ビジョンを設置する際は、端面部分の保護のため、左右下から衝撃に耐えうる材質のもので囲うこと。

(3) 機能・性能

- ・ LED ビジョンの選定にあたっては可能な限り故障率が低く、保守性に優れた製品を選定すること。
- ・ LED ビジョンについては、経年劣化によるモジュール毎の色のバラつきを、色合わせ機能により合わせることができること

・ 災害対策本部会議室用 LED ビジョン機器仕様

ア 表示面サイズ	W3,000×H1,687.5 mm以上
イ ピッチサイズ	1.875 mm以下
ウ LED パネル方式	COB 方式

・ オペレーションルーム用 LED ビジョン機器仕様

ア 表示面サイズ	W6,000×H1,687.5 mm以上
イ ピッチサイズ	1.875 mm以下
ウ LED パネル方式	COB 方式

2-3. 映像表示装置(プロジェクター・スクリーン)

(1) 概要

・ 本装置のうちプロジェクターは、オペレーションルームに1台・リエゾン3に2台設置し、各種入力映像を表示できること。また、壁面等へ映像を投影する場合、投影部分には、反射を抑えるなどの工夫を施すこと。なお、リエゾン3にはスクリーンの設置も可とし、電動スクリーンを採用する場合は、専用の映像操作端末で操作できるようにすること。

・ リエゾン3に設置するプロジェクター2台を使用して、災害情報の収集等に活用するほか、平常時には、防災啓発等に利用することを想定しており、設置方法、使用方法等は受注者の提案内容をもとに決定する。

- ・ プロジェクター及び電動スクリーンは映像操作端末で操作ができるようにすること。
- ・ オペレーションルームはスクリーンを設置せず、移動式間仕切りに投影をする。
- ・ 移動式間仕切りの投影部分には、反射を抑えるなどの工夫を施すこと。

(2) 構造・構成

オペレーションルーム	プロジェクター	1台
リエゾン3	プロジェクター	2台

- ・ プロジェクター及び電動スクリーンは天井からの吊り下げ式又は壁掛けで耐震対策を実施した上で設置をすること。

(3) 機能・性能

・プロジェクター（3台）機器仕様

ア タイプ	液晶プロジェクター
イ 画素数	2,304,000 画素以上（1920×1200 ドット）
ウ 光源	レーザーダイオード
エ 投射画面サイズ	120 インチ以上
オ アスペクト比	16：10
カ 光出力	5,000lm 以上

※リエゾン3に設置する2台については、（1）概要に記載している想定利用方法等を踏まえ、適切な機器を選定すること

・電動スクリーン（リエゾン3：1台）機器仕様

ア 表示面サイズ	150 インチ（W3231×H2019 mm）
----------	-------------------------

※設置する際の参考仕様とする。

2-4. 映像表示装置(吊り下げモニター)

（1）概要

- ・本装置は、危機管理室執務室に2台設置し、各種入力映像を単面表示できること

（2）構造・構成

- ・天井からの吊り下げ式で耐震対策を実施した上で設置をすること。

（3）機能・性能

・機器仕様

ア 画面サイズ	55 型
イ 解像度	3840×2160 以上
カ パネル表面	アンチグレア処理

2-5. 映像表示装置(可搬型ハイスタンドモニター)

（1）概要

- ・本装置は、危機管理室執務室に2台設置（電源、映像出力コンセントの設置及びHDMIケーブルでの接続を含む）し、各種入力映像を単面表示できること
- ・災害時等にはオペレーションルームに移動させ、映像コンセントに接続し、各種入力映像を単面表示できること

（2）構造・構成

- ・ハイスタンドタイプの可搬型スタンド設置をすること。
- ・ディスプレイスタンドには、1台は2-14.電源設備に記載のモニター用非常用蓄電池を置ける棚板があるものを選定し、別の1台にはサイネージ活用を想定して、縦回転可能なものを選定すること。

(3) 機能・性能

- ・デジタルサイネージとしても活用できるように、U S B フラッシュメモリ等に保存した画像データ等を用いてスライドショー表示ができること

・モニター機器仕様

ア 画面サイズ	55 型
イ 解像度	3840×2160 以上
カ パネル表面	アンチグレア処理

・可搬型ハイスタンド仕様

ア 最大外形寸法	W1000×D900×H1994 mm程度
イ 棚板有効寸法	W450×D400 mm程度
ウ 棚板積載質量	10 kg以上
エ キャスター	Φ100 以上（ストッパー付）
オ その他	高さ調整が可能なこと

2-6. 映像表示装置(可搬型ロースタンドモニター)

(1) 概要

- ・本装置は、災害対策本部会議室に2台設置（電源、映像入出力コンセントの設置及びHDMIケーブルでの接続を含む）し、各種入力映像を単面表示できること。

(2) 構造・構成

- ・災害対策本部会議等、着座の状態でメインモニターの補助モニターとして活用できるよう可搬型ロースタンドタイプで設置をすること。

(3) 機能・性能

・モニター機器仕様

ア 画面サイズ	55 型
イ 解像度	3840×2160 以上
ウ パネル表面	アンチグレア処理

・可搬型ロースタンド仕様

ア 最大外形寸法	W750×D629×H792 mm
イ キャスター	Φ60 以上（ストッパー付）
ウ その他	高さ・角度調整が可能であること

2-7. 映像表示装置(可搬型電子黒板)

(1) 概要

- ・本装置はモニター、ホワイトボードとしての活用に加え、WEB 会議等も実施できるよう

WindowsOS 内蔵の電子黒板をリエゾン 2 に 1 台設置（電源、映像入出力コンセントの設置及び HDMI ケーブルでの接続を含む）し、各種入力映像を単面表示する。

- ・また、電子黒板で作図した映像等を映像入力コンセントを経由して大型映像表示音響システムにも出力する。

（２）構造・構成

- ・オペレーションルーム等に移動させ使用する可能性があることから可搬型で設置をすること。
- ・ディスプレイスタンドには、2-14.電源設備に記載のモニター用非常用蓄電池を搭載できる形状のものを選定すること。

（３）機能・性能

- ・ホワイトボード機能、WEB 会議機能、ワイヤレス投影機能を具備していること。
- ・カメラ、マイク、スピーカー、WindowsOS が内蔵されており、電源を入れるだけで各種機能を活用できる状態になること。
- ・Zoom、Teams など各種 Web 会議アプリに対応をしていること。
- ・資料を PC、モバイル端末からワンタッチで共有できること。
- ・Web 会議に活用する内蔵カメラでは発言者を自動で検知しズームアップができること。またその場にいる参加者全員の表情を映すことができること。
- ・マイクは最大 15m 先の声までを拾うこと。また集音範囲を指定できオープンスペースでも Web 会議での議論を可能とすること。
- ・ホワイトボード機能で書き込んだ内容は、リアルタイムで遠隔参加者の画面にも表示できること。またタブレットやスマートフォンに書き出し・共有ができること。

・モニター機器仕様

ア 画面サイズ	55 型
イ 解像度	3,840×2,160 以上
ウ パネル表面	硬度：9H
エ メモリ	16GB
オ ストレージ	SSD256GB
カ 内蔵 OS	Windows11 pro

・可搬型ハイスタンド仕様

ア 最大外形寸法	W1000×D900×H1994 mm程度
イ 棚板有効寸法	W450×D400 mm程度
ウ 棚板積載質量	10 kg以上
エ キャスター	Φ100 以上（ストッパー付）
オ その他	高さ調整が可能なこと

2-8. 音響設備

(1) 概要

- ・災害対策本部会議室、オペレーションルーム、リエゾンルーム 1～3、危機管理室執務室にスピーカーを設置し各種入力音声を拡声する。

(2) 構造・構成

- ・スピーカーは天井埋込式又は壁面設置で耐震対策を実施した上で設置をすること。
- ・スピーカーの設置台数については、室内に十分に音声が届くように受注者で検討し設置をすること。

(3) 機能・性能

- ・災害対策本部会議室、オペレーションルームのマイク設備へ音声信号を入力し、各部屋スピーカーから出力できること。また、ハウリング対策を行うこと。
ただし、災害対策本部会議室に設置する会議用マイクの音声は同室のスピーカーでの拡声は不要とする。
- ・専用の映像操作端末で各室に設置しているスピーカーの音量操作や出力する音声の選択など一元管理ができること。

2-9. 災害対策本部会議用マイクシステム

(1) 概要

- ・災害対策本部会議室に、シーリングマイク、卓上型指向性マイク及び卓上型無指向性マイクを設置し、音声を大型映像表示音響システムへ入力し、災害対策本部会議や WEB 会議等で活用する。

(2) 構造・構成

- ・災害対策本部会議室へ以下の台数を設置する。

シーリングマイク	：2 台
ワイヤレス卓上型指向性マイク	：2 台
ワイヤレス卓上型無指向性マイク	：5 台
- ・シーリングマイクは天井埋め込み又はワイヤー吊り下げ式で設置をすること。
- ・災害対策本部会議室内で、問題なく使用できるように受信機等を適切に設置すること。
- ・ワイヤレス卓上型マイク用の充電ドックを、災害対策本部会議室に設置すること。

(3) 機能・性能

- ・シーリングマイクは、最大 4 本のビームで複数人の同時発話も逃すことなく追尾できること。また、発話以外の物音などノイズを低減させ明瞭な音質で快適な通話を実現できるような工夫がなされていること。
- ・卓上型（指向性、無指向性）マイク（受信機含む）、シーリングマイクは設置や配線の容易性を考慮した構成とし、シーリングマイクの補完として卓上型マイクを連携させ使用でき、管理も一元的に行えること。
- ・本マイクの音声は災害対策本部会議室を除く、各室のスピーカーで拡声できること。また、災害対

策本部会議室で開催する WEB 会議でも、本マイクを活用できること。

2-10. ワイヤレスマイク

(1) 概要

- ・本装置は、災害対策本部会議室及びオペレーションルームに設置し、災害対策活動や平時の研修等で活用する。

(2) 構造・構成

- ・オペレーションルームに 4 台を設置し、災害対策本部会議室とオペレーションルームの双方で利用できるように受信アンテナ等を適切に配置すること。
- ・充電ドックも必要数をオペレーションルームに設置すること。

(3) 機能・性能

- ・800Mhz 帯デジタルワイヤレス設備（ハンド型）とすること。
- ・本マイクの音声は各室のスピーカーで拡声ができること。まや、災害対策本部会議室で開催する Web 会議でも、本マイクを活用できること。

2-11. 室内カメラ(旋回式)

(1) 概要

- ・災害対策本部会議室、オペレーションルーム、リエゾン 3 に設置し、各部屋の状況を撮影し、映像表示音響システムに入力する。

(2) 構造・構成

- ・災害対策本部会議室 1 台、オペレーションルーム 1 台、リエゾン 1 台の計 3 台を耐震対策の上、吊下げまたは柱固定で設置すること。

(3) 機能・性能

- ・災害対策本部会議室のカメラ映像は、同室で開催する Web 会議でも活用できるようにすること。
- ・PTZ 機能があること。
- ・カメラの PTZ 等は専用の映像操作端末で操作ができること。また、カメラ専用のワイヤレスリモコンを 3 台準備し、そちらでも操作ができるようにすること。
- ・機器仕様

ア 有効画素	800 万画素以上
イ ズーム倍率	光学ズーム：12 倍以上

2-12. プリンター

(1) 概要

- ・本装置は、オペレーションルームにカラープリンター及びモノクロプリンターを各 1 台設置し、各種資料の印刷をする際に使用する。

(2) 構造・構成

- ・デスクトップタイプでプリンタラックを準備の上設置すること。

(3) 機能・性能

・カラープリンター機器仕様

ア プリント方式	レーザー方式（カラー）
イ インターフェイス	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T)、 2.4GHz: IEEE 802.11b/g/n、 5GHz: IEEE 802.11a/n/ac (Wi-Fi 5) 、 SuperSpeed USB
ウ 対応 OS	Windows10 及び Windows 11
エ 用紙サイズ	A3 対応
オ 給紙方法	手差しトレイ×1、給紙トレイ×2
カ 自動両面印刷	可能
キ 印刷スピード	35 枚/分（A4 横）以上
ク その他	プリンタラックサイズは W600×D600×H700 mm程度とする

・モノクロプリンター機器仕様

ア プリント方式	レーザー方式（モノクロ）
イ インターフェイス	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T)、 2.4GHz: IEEE 802.11b/g/n、 5GHz: IEEE 802.11a/n/ac (Wi-Fi 5) 、 SuperSpeed USB
ウ 対応 OS	Windows10 及び Windows 11
エ 用紙サイズ	A3 対応
オ 給紙方法	手差しトレイ×1、給紙トレイ×2
カ 自動両面印刷	可能
キ 印刷スピード	35 枚/分（A4 横）以上
ク その他	プリンタラックサイズは W600×D600×H700 mm程度とする

2-13. 映像コンセント

(1) 概要

- ・各部屋において、持ち込み PC からの HDMI による映像・音響システムへの入力や、可搬型モニター等へ HDMI による出力ができるようにするものである。

(2) 構造・構成

- ・OA フロアへ埋め込みにて以下の台数を各部屋に設置する。

	入力	出力
災害対策本部会議室	1 台	0 台
オペレーションルーム	6 台	4 台
危機管理室執務室	3 台	1 台

リエゾン 1	1 台	1 台
リエゾン 2	0 台	0 台
リエゾン 3	1 台	1 台

なお、本業務で調達する各種映像表示装置（2-2～2-7）の要件に記載している映像コンセントは除く。

2-14. 電源設備

（１）概要

- ・各部屋において、電源コンセント及び非常用蓄電池を設置し、PC や可搬型モニターなどの電子機器への電源供給ができるようにするものである。
- ※6F フロアの分電盤改修含む電源工事については庁舎整備側で実施するため、本事業では分電盤側からの配線及び電源コンセントの設置までとする。
- ・非常用蓄電池は主に災害時の可搬型モニターへの給電等に活用する他、屋外でのイベントや災害対応等でも活用する。

（２）構造・構成

- ・電源コンセントは（2 口以上）、OA フロア埋込及び壁埋込にて以下の台数を各部屋に設置する。

	OA フロア埋込	壁埋込
災害対策本部会議室	5 ケ所	2 ケ所
オペレーションルーム	1 2 ケ所	3 ケ所
危機管理室執務室	6 ケ所	6 ケ所
リエゾン 1	1 ケ所	2 ケ所
リエゾン 2	1 ケ所	2 ケ所
リエゾン 3	2 ケ所	4 ケ所

- ・非常用蓄電池は、モニタースタンドの棚板に設置できるサイズであることとし、可搬型モニターのスタンド棚板に各 1 台（計 3 台）を設置する。
- ・また、予備として 2 台備えること。

（３）機能・性能

- ・非常用蓄電池は可搬型とし屋外でも利用ができること。
- ・過充電や過放電、短絡、過熱などのトラブルを防止する安全回路を搭載していること。
- ・全国の自治体や防災拠点等で導入実績のある機器であること。
- ・ソーラーパネルによる給電にも対応していること。

※本事業ではソーラーパネルの調達は不要

- ・非常用蓄電池機器仕様

ア 外形寸法	H415×W335×D180 mm程度
イ 重量	10 kg 以下
ウ 定格出力	1000W 以上
エ 蓄電容量	1000Wh 以上

オ 出力端子

AC100V×2 口、DC12V×1 口、USB 端子×1 口

2-15. ネットワーク

(1) 概要

- ・本システムを効率的に活用できるように、大型映像表示音響システムを制御するための無線NWを整備する。
 - ・また災害時の庁内 NW 断絶への備えや円滑な災害対応業務を実現するため、災害対策用のインターネットアクセス回線として光回線（主）と衛星回線（副）を新たに設置する。
- ※ネットワーク構築及び引き渡し後に発注者が負担する通信費について、パケット通信量や通信速度などの条件により料金が分かるよう、料金体系表等を提案書に明記すること。

(2) 構造・構成

- ・大型映像表示音響システムの制御用ネットワークについては、専用の映像操作端末により各種機器の正業を行うため無線 LAN 環境を構築する。
 - ・災害対策用のインターネットアクセス回線は制御用ネットワークと同じ各部屋に提供するため、無線 LAN 環境を構築する。
 - ・インターネットアクセス回線については、主回線として光回線、副回線として衛星によるインターネット回線を活用する。
- ※なお、光回線（プロバイダ契約含む）及び衛星回線の機器及びサービス利用部分は、発注者が当該サービス事業者と直接契約を行うが、各機器の設置や配線工事は本事業の範囲で行うこと。
- ・インターネットへの接続に当たっては、UTM 機能を持つセキュリティ装置を設置するなど、必要なセキュリティ対策を実施すること。

(3) 機能・性能

- ・無線 LAN アクセスポイント（4 台）仕様
 - ア IEEE802.11ax（WIFI6）以上の機能を持つこと
 - イ 1 台当たりクライアント 100 台程度の利用が可能なこと
 - ウ 複数 SSID に対応していること
 - エ PoE による給電に対応していること（PoE+規格）
 - オ アンテナ 5GHz：MIMO（4x4, 4 ストリーム）
2.4GHz：MIMO（4x4, 4 ストリーム）
 - カ 電波干渉を感知した際に自動で空き電波に移る機能を持ち合わせた AP を選定すること
- ・PoE（給電機能付き）スイッチ仕様
 - ア 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T が 16 ポート以上あること。また給電可能ポートが 12 ポート以上あること。
 - イ IEEE802.1Q の VLAN 多重化機能を持つこと
 - ウ ポート VLAN 機能を持つこと
 - エ スイッチング容量が 32Gbps 以上あること

オ パケット転送能力が 23.8Mpps 以上あること

・セキュリティ装置 (UTM) 仕様

ア スループットは 6Gbps 以上 (9Mpps パケット/秒) であること

イ 同時セッション数が 700,000 セッション以上であること

ウ 複数の WAN ポートを持つこと

エ UTM 機能をもつこと

オ マルチホーミング機能を持つこと

2-16. 空調設備

(1) 概要

無線室に関して、レイアウト改修の設計上、全館空調の利用が不可能となるため、サーバー機器等の保護のため、空調設備を追加し室温管理を行う。

(2) 構造・構成

エアコン 1 台を無線室内に壁掛け設置し、室外機は 4 階バルコニーに設置をし、エアコン本体との配管も実施すること。

(3) 機能・性能

・能力 4.0 k w (14 畳程度) 以上

2-17. 災害対策用PC

(1) 概要

災害時の庁内 NW 断絶への備えや円滑な災害対応業務を実現するために設置する災害対策用のインターネットアクセス回線 (光回線 (主) と衛星回線 (副)) 接続用のノートパソコンを調達する。

(2) 構造・構成

オペレーションルームへ以下の台数を設置する。

ノートパソコン : 2 台

(3) 機能・性能

ノートパソコン仕様

形式	ノート型
OS	Windows11 Pro 64 ビット
CPU	Intel Core i3-1315U プロセッサー又は AMD Ryzen 3 PRO 7335U プロセッサー以上の性能であること
メモリ	8GB 以上
無線LAN	IEEE802.11ax (Wi-Fi 6) 対応
SSD	256GB 以上(PCIe, NVMe 対応)

ディスプレイ	13.3 型以上 14.0 型以内 FHD (1,920×1,080 ドット) 以上かつノングレア (光沢なし) であること
入力装置	日本語配列であること
USB ポート	HDMI 出力端子×1 USB4(Video-out 対応)(Type-C)×1 + USB3.2 Gen2(Video-out 対応)(Type-C)×1 + USB3.2 Gen1 ポート×2(Type-A) 以上 又は、USB3.2 Gen2(Type-C)×1 + USB3.2 Gen1(Type-C)×1 + USB3.2 Gen1(Type-A)×1 + USB2.0 Gen1(Type-A)×1 以上
HDMI 出力端子	HDMI 出力端子×1
Web カメラ	フロント 1 個以上
マイク	マイク機能を有していること。
オーディオ	モノラルデジタルマイク内蔵、ステレオスピーカー内蔵
光学ドライブ	DVDスーパーマルチドライブ (USB 接続の付属品でも可)
付属品	AC アダプタ スクロール機能付無線光学式マウス (USB 又は Bluetooth 接続) HDMI ケーブル 2.0 4K 対応 5.0m
保証	本製品の保証期間は、引渡しの日より 1 年とする。
その他	バッテリー駆動時間 9.3 時間以上 重量 2.0kg 以内 Bluetooth 対応 2025 年 4 月 1 日時点で販売されているマイクロソフト Office LTSC Standard の最新バージョンをインストールすること 起動時に、ブート順序を一時的に変更するブートメニュー画面の表示が可能であること タッチパッドを本体に有している場合は、USB マウス接続時に自動的にタッチパッドを利用停止であること

第4 レイアウト仕様 ※参考図面参照

1 構造・構成

参考図面にに基づき以下の項目の整備を行う。

1. 可動間仕切
2. 移動間仕切
3. 床材
4. OA フロア
5. サイン、掲示
6. 給湯室
7. ブラインド
8. 什器

2 仕様

2-1. 可動間仕切

(1) 概要

- ・平常時の業務や災害時の対応が円滑に実施できるよう、遮音性や機能性を考慮した間仕切の設置を行う。
- ・危機管理室執務室とオペレーションルーム間の間仕切には災害時等、必要に応じて双方の様子を確認できるように一部に調光フィルムを採用する。

(2) 機能・性能

- ・目地は遮音性を考慮し 8mm 以下の底目地とすること。
- ・将来性を見据え解体・組立可能な仕様であること。
- ・無線室のガラス連装にはセキュリティ面を考慮し PC 画面を見えなくするクロックフィルム貼りであること。
- ・可動間仕切仕様

ア パネル厚	70mm 以上
イ 遮音性能	中空：33.2 d B 以上 ロックウール充填：50.2 d B 以上
ウ 笠木	入笠木
エ ガラス枠	アルミ押出・塗装
オ ドア	ロックウール充填 各有効開口寸法 片引き戸：W1000 両開き扉：W1600 親子扉：W1200

- ・調光フィルム仕様

ア フィルム色	ホワイト色タイプ
---------	----------

イ 全光線透過率	透過 90.4% 不透過 80.6%
ウ 平行線透過率	透過 87.8% 不透過 9.3%
エ ヘイズ	投下 3.0%以下 不透過 88.4%

2-2. 移動間仕切

(1) 概要

- ・災害対策本部会議室とオペレーションルームの間は、研修開催時など柔軟な活用ができるように移動間仕切を設置する。

(2) 機能・性能

- ・可動間地切と同様に遮音性等を考慮した選定を行うこと。
- ・吊下げプロジェクターの投影箇所については、反射を抑える等の工夫をすること。
- ・移動間仕切仕様

ア パネル厚	66mm 以上
イ 塗装色	白色 (TSD-400) 近似色を含む 3 色以上から選べること
ウ 遮音性能	充填：47.2 d B 以上
エ ガラス枠	アルミ押出・塗装
オ ドア	ロックウール充填

2-3. 床材

(1) 概要

- ・センターの床面については、利用者への負担低減や静音性の観点からカーペット及びタイルの敷設を行う。

(2) 機能・性能

- ・清掃性、メンテナンス性を考慮したものであること。

2-4. OAフロア

(1) 概要

- ・本システムを含め各機器の接続するための配線を、安全かつ柔軟に行えるように無線室を除く各室を OA フロア化する。

(2) 機能・性能

- ・パネルの四隅を、それぞれロックビスで固定する仕組みとし、目視で締め忘れを確認で機能を持っていること。
- ・ファンコイル前はガラリタイプにするなど、吸気に配慮すること。
- ・OA フロア仕様

ア 高さ	H150 mm
イ 耐荷重	3000N 以上

2-5. サイン、掲示

(1) 概要

「参考図面 ①整備平面図 及び ⑥部分詳細図（エレベーターホール）」に記載のとおり整備を行う。

(2) 機能・性能

- ・掲示・啓発スペースについては、参考図面 ⑥部分詳細図（エレベーターホール）を参照すること。

参考図面は各種範囲のみを示しているため、展示、啓発についての整備方法、使用方法等は受注者の提案内容をもとに決定する。

- ・室名札は、各扉ごと（計8ヶ所）に設置すること。
- ・施設案内図は、移設すること。
- ・フロア案内図は、他のフロアを参考に設置すること。

2-6. 給湯室

(1) 機能・性能

名称	概要	数量
流し台	(株)LIXIL GS シーズ 相当 ミニキッチン W1200 D550 H800	1 台
調理台	(株)LIXIL GS シーズ 相当 ミニキッチン W600 D550 H800	1 台
電気温水器セット	流し台一体型 (株)LIXIL EHPPM-KA12ECV3 相当	1 台
水切り棚	2 段 W1050	1 台

- ・なお、設置に必要な水栓金具、側板、水切りカバー等、上記設置に伴うものも含む。
- ・西面及び南面の壁については、既存壁の上に、化粧メラミン板での仕上とする。

2-7. ブラインド

(1) 機能・性能

- ・ウォッシュャブル仕様であること。
- ・出荷時はしわにならないよう、金属フック仕様及びプリーツたたみとすること。
- ・バーチカルブラインドタイプとすること。

2-8. 什器

(1) 概要

「別紙 調達機器及び物品 及び 参考図面 ④展開図」に記載のとおり整備を行う。

(2) 機能・性能

- ・一般社団法人日本オフィス家具協会（J O I F A）に加盟したメーカーの製品とし、環境マネジメントシステム「I S O 1 4 0 0 1」及び品質マネジメントシステム「I S O 9 0 0 1」を認定取得した工場で製造された製品であること。

※基準品において適応品が無い場合はこの限りでない。

- ・保証期間は、一般社団法人日本オフィス家具協会（J O I F A）の安全基準のガイドラインの基づく保証期間とする。

第5 設備据付工事等

1 基本事項

1-1. 全般

- (1) 本事業は関係法規に準拠し、電氣的、機械的に完全、かつ機能的にして耐久性に富み保守点検が容易なように整備すること。
- (2) 本特記仕様及び設計図面に明記されていない事項等は、その都度、監督職員に報告し指示を受け従わなければならない。

1-2. 事業工程及び安全管理等

(1) 事業工程

- ア 受注者は、常に全体の工程が遅滞なく遂行されるよう、細心の配慮を行うこと。
- イ 全体工程表並びに月間、週間及びパート割等の管理上必要な工程表を作成し、常に見直しを行い、整理したものを必要の都度提出すること。
- ウ 履行期間中は、関連業務等の作業調整のために、随時関係者との細部打ち合わせを実施すること。
- エ 受注者は常に事業の進捗状況を正確に把握しておくこと。
- オ 工程上に不備が生じた場合は、常に監督職員の指示を受けること。
- カ 受注者は、豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を未然に防ぐため防災体制を確立すること。
- キ 受注者は、現場に関係者以外の者の立入りを禁止する場合は、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の表示を行うこと。
- ク 受注者は、履行期間中、安全巡視を行い、作業区域及びその周辺の監視、あるいは関係者と連絡を密にとるなど、安全を確保し作業を行うこと。
- ケ 受注者は、受注者の負担と責任において現場事務所、休憩所または作業環境などの改善を行い、快適な職場を形成するとともに、現場周辺的美装化（イメージアップ）に努めること。
- コ 受注者は、業務における安全・訓練等の実施について及び本事業の安全対策に関する処置について、作業員全員の参加により定期的に安全に関する研修・訓練等を実施すること。
- サ 受注者は、所轄警察署、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、業務中の安全を確保すること。
- シ 監督職員が労働安全衛生法（昭和 47 年、法律第 57 号）第 30 条第 1 項に規定する措置を講ずる者として、同条第 2 項に基づき受注者を指名した場合、受注者はこれに従うこと。
- ス 受注者は、業務中における安全確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備については、必ず有資格者が従事し、かつ関係法令に基づき適切な措置を講ずること。
- セ 災害発生時には、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させること。

(2) 火災の防止

- ア 受注者は、作業員等の喫煙場所は庁舎等の規則を遵守するとともに、指定場所以外の火気使用を禁止すること。
- イ 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の

整理に努めること。

(3) 跡片付け

受注者は、事業の全部または一部の完成に際して、その責任と費用負担において、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、現場及び事業の係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

また、検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って在置し、検査終了後撤去するものとする。なお、このための費用は受注者の負担とする。

(4) 産業廃棄物の保管・処理

現場の施工に伴い生じた残材等は、産業廃棄物とし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により適正に処理すること。

また、処理終了後は、最終処理終了を明記した書類を提出すること。なお、特別管理産業廃棄物においては、履行期間中も適切に管理を行い、事業の完了後、監督職員の指示に従い処理を行うものとする。

(5) 事故報告書

受注者は、本履行期間中に事故が発生した場合、直ちに監督職員に通報するとともに、別に定める業務事故報告書を監督職員が指示する期日までに提出すること。

(6) 環境対策

ア 受注者は、本事業に伴う騒音振動対策技術指針、関連法令並びに本仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動等の問題については、施工計画及び本事業の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めること。

イ 受注者は、環境への影響が予知される、または発生した場合は、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従うこと。

ウ 発生材は構外搬出とし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設リサイクル法、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令に従って適正に処理し発注者に報告すること。

(7) 交通安全管理

ア 受注者は、運搬路として公衆に供する道路を使用する際は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書記載事項によって処置すること。

イ 受注者は、資材及び機械等の輸送を伴う業務については、関係機関と打ち合わせを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送機関、輸送方法、輸送担当業者、交通整理員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を行い、災害の防止を図ること。

ウ 受注者は発注者が指定する場所以外に、材料又は設備を保管してはならない。

1-3. 機材、機器の運搬、搬入出及び保管

(1) 機材、機器の運搬時は、すべて受注者の責任で行うこと。

(2) 機材、機器搬入出の際は、事前に機材搬入出の工程表を作成し、監督職員ならびに関係箇所と工程、方法及び搬入出経路について十分協議を行うこと。

- (3) 機材、機器搬入出の際には、搬入出経路の耐荷重及び高さ制限等を遵守し、付近の構造物等に損傷を与えないように十分に注意をすること。また、必要な養生を行うこと。
- (4) 機材、機器の場内運搬時は、庁舎設備に損傷を与えないように十分に注意をすること。また、必要な養生を行うこと。
- (5) 機材搬入時の梱包材等は、受注者で搬出するものとする。また、処分については法令を遵守すること。
- (6) 機材、機器の搬入出時、建築物及び構築物等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において原状回復させること。
- (7) 災害時故等により機器搬入出の工程の変更が発生した場合、直ちに監督職員と協議の上、搬入出工程の調整を行うこと。
- (8) 履行期間中の機材等保管については、盗難等に十分注意を払うこと。盗難等発生した場合は、受注者側の責任で処理すること。

2 通信設備整備

2-1. 通信機器据付

- (1) 機器の据付実施に際しては事前に配置据付施工図を提出し、監督職員の承認を得ること。
- (2) 通信機器の配置は、操作及びメンテナンス性を十分考慮すること。
- (3) 通信機器の据付業務は、地震発生時においても転倒しない様、かつ振動に十分耐えられること。
また、振動等に弱い機器にあっては、これを十分に考慮した施工方法を採用し機器を保護すること。

2-2. 配線

- (1) 使用材料は、事前に書類等を提出し、監督職員の承認を得ること。
- (2) 配線において中間接続は行わないこと。
- (3) 天井裏等の隠ぺい部について、ころがし配線を行う場合、事前に監督職員の承認を得ること。
ただし、専用ピット及びOAフロアについては、この限りではない。
- (4) 露出配線部分は、必要により保護カバーを設けること。
- (5) 敷設作業は、手送り方式とし、機械等を使用しないこと。
- (6) ケーブルの始端、中間、終端には、必ず名称札を取り付けること。

2-3. 配管

- (1) 屋内及び屋外配管にあたっては、美観を考慮した配管とすること。また必要により塗装など施すこと。
- (2) 既設建物の屋上部における露出添架配管は、既設建物の防水処理を低下させることのない工法で施工を行うこと。
- (3) ルート選定上、壁及び床貫通が生ずる場合は、建物の強度を十分考慮した上で、貫通箇所を選定すること。また、関係機関と協議のうえ事前承諾を得ること。
- (4) 貫通箇所において、防火区画に該当する場合は、法令に沿った処置を施すこと。また、外壁貫通部については、防水処理を必ず施すこと。

第6 運用保守業務

※本事業には含まれないが、保守業務の参考見積を作成する際に参考にすること

- (1) 災害発生時に迅速かつ円滑な運用・操作が必須であるため、平時の運用支援及び障害発生時に
関する問い合わせや対応等は適時、迅速に対応をすること。
- (2) システムの保守運用の一元窓口を設け、各機器の保守を円滑に行うこと。
- (3) 受付は電話・メール等で行うこと。
- (4) 平常時においての問い合わせ受付時間は9時00分から17時30分であること。
- (5) 障害発生時の受付は24時間365日対応であること。
- (6) 年1回の定期点検を行うこと。

第7 参考資料

別紙 調達機器及び物品 ※仕様については、「第3 システム仕様」参照

※LED ビジョンのみ「1 式」で計上

室名	品名	仕様等	数量
災害対策本部会議室	LED ビジョン		1 式
	可搬型ロースタンドモニター		2
	可搬型ロースタンド		2
	スピーカー	天井埋め込み式又は壁面設置	適宜
	会議用マイクシステム	シーリングマイク : 2 台 ワイヤレス卓上型指向性マイク : 2 台 ワイヤレス卓上型無指向性マイク : 5 台	—
	室内カメラ (旋回式)		1
	映像コンセント	入力 : 1 ケ所	—
	電源設備	床埋込 : 5 ケ所 壁付け : 2 ケ所	—
	アクセスポイント (インターネット用及びタブレット操作)	「第3 システム仕様 15.ネットワーク」参照	適宜
	操作タブレット		1
オペレーションルーム	LED ビジョン		1 式
	壁面投影用プロジェクター		1
	スピーカー	天井埋め込み式又は壁面設置	適宜
	ワイヤレスマイク		4
	室内カメラ (旋回式)		1
	A3 カラープリンター		1
	A3 モノクロプリンター		1
	映像コンセント	入力 : 6 ケ所 出力 : 4 ケ所	—
	電源設備	床埋込 : 12 ケ所 壁付け : 3 ケ所	—
	アクセスポイント (インターネット用及びタブレット操作)	「第3 システム仕様 15.ネットワーク」参照	適宜
	操作タブレット		1
	引違い収納棚	W900mm×D400mm×H700mm 程度 姿図については「4.展開図」参照	5
	引違い収納棚	W900mm×D500mm×H1050mm 程度 姿図については「4.展開図」参照	5
	3 段ラテラルキャビネット	W900mm×D450mm×H1050mm 程度 姿図については「4.展開図」参照	5
	引違い収納棚	W900mm×D450mm×H900mm 程度 姿図については「4.展開図」参照	5

室名	品名	仕様等	数量
危機管理室 執務室	吊り下げモニター		2
	可搬型ハイスタンドモニター		2
	可搬型ハイスタンド		2
	スピーカー	天井埋め込み式又は壁面設置	適宜
	映像コンセント	入力：3ヶ所 出力：1ヶ所	－
	電源設備	床埋込：6ヶ所 壁付け：6ヶ所	－
	非常用蓄電池		2
	アクセスポイント(インターネット用及びタブレット操作)	「第3システム仕様 15.ネットワーク」参照	適宜
	操作用タブレット		1
	引違い収納棚	W900mm×D400mm×H700mm 程度 姿図については「4.展開図」参照	12
	パーソナルロッカー4人用	W900mm×D450mm×H1200mm 程度 姿図については「4.展開図」参照	4
	1段ラテラルユニット	W900×D450mm×H350mm 程度 姿図については「4.展開図」参照	4
	引違い収納棚	W900mm×D500mm×H1050mm 程度 姿図については「4.展開図」参照	4
	3段ラテラルキャビネット	W900mm×D450mm×H1050mm 程度 姿図については「4.展開図」参照	4
リエゾンルーム	プロジェクター		2
	電動スクリーン	提案内容をもとに決定	－
	可搬型電子黒板		1
	可搬型ハイスタンド		1
	スピーカー	天井埋め込み式又は壁面設置	適宜
	室内カメラ(旋回式)		1
	映像コンセント	入力：2ヶ所 出力：2ヶ所	－
	電源設備	床埋込：4ヶ所 壁付け：8ヶ所	－
	非常用蓄電池		1
	アクセスポイント(インターネット用及びタブレット操作)	「第3システム仕様 15.ネットワーク」参照	適宜
	操作用タブレット		1